

平成24年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で3ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

第1問

以下の各問に答えなさい。

問1 時効取得は登記による公示になじむのかという問題がある。時効によって不動産の所有権を取得した場合、所有権の取得を第三者に対抗するために登記が必要であるという見解と、不要であるという見解とが主張されるとすれば、それぞれどのような理由づけをすると考えられるか。

(配点：15点)

問2 時効による不動産所有権の取得を第三者に対抗するための登記の要否について、判例はどのような立場をとっているか。簡単な例を示して説明しなさい。

(配点：35点)

(民法)

第2問

Aは、知人Bに誘われて、共同で飲食店を始めることを計画していた。AはBから、手持ちの財産を売り資金を用意するが少し時間がかかるので、当面必要な現金を調達してほしいと依頼された。

Aは、友人Cから、弁済期日を2011年8月20日として200万円を借りることになり、2011年6月20日にCから現金200万円の交付を受けた。Aはこの全額を、AとBが共同で使うためにD銀行に開設した口座に入金した。

また、Aは、2011年8月1日に、開店に必要な家具等をEから購入する契約を締結し、Bが賃借した店舗予定の建物内に目的物の納入が行われた。その代金150万円については、2011年8月31日が弁済期日とされた。

ところが、2011年8月15日、Bへの電話が急に通じなくなり、それ以降AはBと連絡がとれなくなった。Eから納入された家具等はなくなっており、上記のD銀行の口座からも、すでに預金全額が引き出されていた。

2011年8月20日、AはCに事情を説明し、他にも債務を負っているので弁済期日を1年延ばしてほしいと要請したが、Cはこれを拒絶し、現金でなくてもよいので直ちに弁済するようにと求めた。Aは、相続により取得していた山林(甲)があるが、それ以外にはまとまった財産を何も持っていないため、そのことをCに告げた。Cは甲の価値を調べたのち(甲の価値は約200万円相当であった)、甲を譲渡すれば債務は弁済したことにしてやると述べて、Aに甲の譲渡を求めた。Aはこれを了承し、2011年8月30日にAからCへの甲の所有権移転登記手続がなされた。

2011年10月1日現在、AのEに対する債務はまだ弁済されておらず、Aはほとんど財産を有していない。以上の事例について、以下の各問に答えなさい。なお、解答においては、利息および遅延損害金は考慮しなくてよいものとする。

問1 以下の問いに答えなさい。

- (1) Eは、Aに対する債権を回収するために、誰に対してどのような請求をすることが考えられるか。判例に即して、できるだけ具体的に説明しなさい。
- (2) (1)で挙げたEによる請求が認められるかどうかを、理由を十分に明らかにしつつ論じなさい(この検討においては判例に従う必要はない)。

(配点：30点)

(民法)

問2 仮に、上記事例におけるAが2011年8月20日の時点において所有していた財産が、山林(甲)ではなく、A名義でP銀行に預入していた預金200万円であって、Cの求めに応じてこの預金口座から引き出した現金200万円をCに交付して債務を弁済した場合であれば、Eは、判例によれば、誰に対してどのような請求をすることが考えられるか。また、その請求が認められるか否かを、問1の(2)の場合と比較しながら論じなさい。

(配点：20点)